

資料

1 第6期介護保険事業計画・高齢者福祉計画策定経過

(1) 介護保険運営協議会、地域包括支援センター運営協議会

開催年月日	案 件	内 容
平成 26 年 5 月 30 日	第 1 回横手市介護保険運営協議会 (1) 第 5 期計画に基づく事業実績報告 (2) 第 6 期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の策定について (3) 部会構成、進め方について (4) その他	○平成 25 年度給付額決算見込みについて、事務局から報告した。 ○平成 25 年度事業実績報告について、事務局から報告した。 ○第 6 期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の策定の方向性について、事務局から提案し承認された。 ○部会構成、部会協議の進め方について、内容を確認。
平成 26 年 8 月 29 日	第 2 回横手市介護保険運営協議会 (1) 計画の目指す将来像と基本目標について (2) 各部会協議内容の報告 (3) その他	○第 6 期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の目指す将来像と基本目標について事務局から提案し、質疑応答を経て、承認された。 ○各部会の協議内容について、事務局より報告。
平成 26 年 11 月 21 日	第 3 回横手市介護保険運営協議会 (1) 第 6 期介護保険事業計画・高齢者福祉計画（素案）について (2) 今後のスケジュールについて (3) その他	○これまでの議論を踏まえて作成した「第 6 期介護保険事業計画・高齢者福祉計画」の素案について承認された。 ○市長へ答申し、素案もとに介護報酬改定等を反映した内容に調整する。
平成 27 年 2 月 19 日	第 4 回横手市介護保険運営協議会 (1) 介護保険事業について (2) 一般高齢福祉事業実績について (3) 地域包括支援センター事業について (4) その他	○介護報酬の改定や別枠公費による低所得者の保険料軽減の内容を反映した事業計画の微調整と平成 27 年度予算案について承認された。 ○一般高齢福祉事業、地域包括支援センターの事業実績、平成 27 年度予算案について承認された。

(2) 策定にかかる作業部会

①介護保険部会

開催年月日	案 件	内 容
平成 26 年 6 月 26 日	第 1 回介護保険部会 (1) アンケート調査結果について (2) 介護サービスの供給状況と課題の確認 (3) その他	○「横手市の健康と福祉に関するアンケート調査報告書」について事務局から説明。 ○介護サービスの供給と課題の確認を行い、協議の上承認された。
平成 26 年 8 月 8 日	第 2 回介護保険部会 (1) 介護保険制度改正案の主な内容について (2) 介護保険料の粗い試算と所得段階区分について (3) その他	○介護保険制度改正案の主な内容について事務局より説明。 ○介護保険料の粗い試算と所得段階区分について事務局から提案し、協議の上承認された。
平成 26 年 10 月 7 日	第 3 回介護保険部会 (1) サービス量と介護保険料の一次推計 (2) その他	○サービス量と介護保険料の一次推計について事務局から提案し、協議の上承認された。 ○今までの福祉政策を見直して、横手方式を考えていくことが重要である。重点事業に特化していくことが必要である。

②高齢福祉部会

開催年月日	案 件	内 容
平成 26 年 6 月 30 日	第 1 回高齢福祉部会 (1) アンケート調査結果について (2) 第 5 期計画の評価・分析について (3) その他	○「横手市の健康と福祉に関するアンケート調査報告書」について事務局から説明。 ○高齢者福祉事業等の現状と課題について事務局から説明。 ○一般高齢者福祉事業等の現状と課題について事務局から説明。 ○第 6 期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の課題について事務局から説明。
平成 26 年 8 月 1 日	第 2 回高齢福祉部会 (1) 介護保険制度の改正案の主な内容について (2) 計画の課題について (3) その他	○介護保険制度改正案の主な内容について事務局より説明。 ○一般高齢者福祉事業（新規・見直し案）について事務局から説明。

③介護予防部会

開催年月日	案 件	内 容
平成 26 年 7 月 1 日	第 1 回介護予防部会 (1) 第 5 期計画の評価・分析について (2) 健康と福祉に関するアンケート調査の報告について (3) その他	○第 5 期計画の評価・分析について、説明。 また、各事業について、作業部会で出された今後の方向性について確認。質疑応答、意見交換。 ○「健康と福祉に関するアンケート調査報告書」及び「居宅介護支援事業所アンケート」の集計・分析した結果を説明。
平成 26 年 8 月 7 日	第 2 回介護予防部会 (1) 介護保険制度の改正案の主な内容について (2) 介護予防事業計画（案）について (3) その他	○介護保険制度改正案の主な内容について事務局より説明。 ○介護予防事業計画案について事務局より説明。

2 介護保険運営協議会・各部会委員名簿

(1) 介護保険運営協議会

※任期（平成24年4月1日～平成27年3月31日）

委員組織	氏 名	所 属
1. 被保険者を代表する委員	渡 邊 幸 治	第1号被保険者代表
	佐 藤 則 夫	第1号被保険者代表
	高 橋 肇	第1号被保険者代表
	寺 田 真 弓	第2号被保険者代表
	小 倉 郁 子	第2号被保険者代表
	高 橋 志保子	第2号被保険者代表
	佐 藤 てる子	第2号被保険者代表
	山 中 恵 子	第2号被保険者代表
2. 介護サービスに関する事業に従事する委員	筑 後 孔	秋田県老人福祉施設協議会横手市ブロック老連協推薦 (特別養護老人ホーム鶴寿苑 施設長)
	渡 部 勝	秋田県老人福祉施設協議会横手市ブロック老連協推薦 (特別養護老人ホーム憩寿園施設長)
	佐 藤 操	秋田県老人福祉施設協議会横手市ブロック老連協推薦 (特別養護老人ホームすこやか横手施設長)
	石 成 勉	横手市グループホーム情報交換会推薦 (グループホームはる風施設長)
	高 橋 一 輝	横手市社会福祉協議会推薦 (横手市社会福祉協議会本部事業運営課長)
	吉 川 美津子	横手市ヘルパー協議会推薦 (横手市社会福祉協議会平鹿福祉センター長)
	飯 塚 養 子	県南地区介護支援専門員協会推薦 (ケアステーションこころ管理者)
	石 橋 裕 子	県南地区介護支援専門員協会推薦 (りんごの里福寿園居宅介護支援センター管理者)
3. 保健、福祉及び医療に関し学識または経験を有する委員	荻 原 忠	横手市医師会推薦
	◎ 西 成 忍	横手市医師会推薦
	○ 高 橋 晶	横手市医師会推薦
	小 野 剛	横手市医師会推薦
	石 川 秀 夫	ひらか歯科医師会推薦
	細 谷 養 幸	横手市歯科医師会推薦
	金 山 龍 一	民生児童委員協議会推薦 (大雄民生児童委員会会長)
	阿 部 美賀子	横手市看護協議会推薦

※所属は委嘱時を記載 ◎=会長 ○=副会長

(2) 策定にかかる作業部会

①介護保険部会

氏名	氏名
渡邊 幸治	佐藤 てる子
筑後 孔	石成 勉
○ 西成 忍	小野 剛

②高齢福祉部会

氏名	氏名
佐藤 則夫	寺田 真弓
小倉 郁子	渡部 勝
高橋 一輝	飯塚 養子
○ 高橋 晶	細谷 養幸
金山 龍一	

③介護予防部会

氏名	氏名
高橋 肇	高橋 志保子
山中 恵子	佐藤 操
吉川 美津子	石橋 裕子
○ 荻原 忠	石川 秀夫
阿部 美賀子	

○=会長

3 横手市介護保険条例

平成17年10月1日
条例第172号

目次

- 第1章 総則（第1条～第6条）
 - 第2章 介護認定審査会（第7条・第8条）
 - 第3章 保険給付（第9条）
 - 第4章 指定地域密着型サービス事業者の指定等（第9条の2～第9条の4）
 - 第5章 地域支援事業（第10条～第12条）
 - 第6章 地域包括支援センター（第13条～第17条）
 - 第7章 保険料（第18条～第29条）
 - 第8章 介護保険運営協議会（第30条）
 - 第9章 罰則（第31条・第32条）
 - 第10章 雑則（第33条）
- 附則

第1章 総則

（基本理念）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に定めるもののほか、横手市における要介護者等の介護及び自立支援に関する施策の実施に関し、必要な事項を定めることにより、要介護者等の保健、医療及び福祉の増進を図り、市民の地域福祉の安定向上に資するものとする。

（市の責務）

第2条 市は、前条に規定する基本理念を実現するため、介護に関する施策を策定し、これを実施する責務を有する。

2 市は、介護に関する施策を実施するに当たっては、高齢者福祉計画との一体性を確保した介護保険事業計画を策定するものとする。

3 市は、介護サービスに関する事業を行う者（以下「介護サービス事業者」という。）との連携を図るものとする。また、介護サービスを利用する者（以下「介護サービス利用者」という。）が必要な介護サービスを受けられるよう、介護サービス事業者に対し適切な指導を行わなければならない。

4 市は、介護サービス事業者が行うサービスの質の評価及び改善に関する方策について、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(介護サービス事業者の責務)

第3条 介護サービス事業者は、基本理念に基づき、その事業を行うに当たっては、市の実施する介護に関する施策に積極的に協力しなければならない。

2 介護サービス事業者は、その事業を行うに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 介護サービス利用者に対して、その提供しようとする介護サービスの内容等について十分な説明をした上で同意を得ること。

(2) 介護サービスの提供に当たり、介護サービス利用者及びその家族等のプライバシーに配慮し、介護サービスの提供の過程及びその他業務上知り得た情報を、厳格に取り扱うこと。

(要介護者等の利用援助)

第4条 市は、自己決定能力の低下した要介護者等がサービスを適切に運用し、及び運営できるようにするため、次に掲げる事項を内容とする権利擁護に関する制度の的確な運用に努めなければならない。

(1) サービスの利用についての相談及び助言

(2) 申込み、利用料の支払等における同行及び代弁

(3) 前2号に掲げるもののほか、サービスの利用に必要な援助

(苦情への対応)

第5条 市は、要介護認定等の処分についての不服又はサービス提供に係る苦情への対応に当たり、必要な措置を講じなければならない。

2 介護サービス事業者は、介護サービスの提供に際して生じた事故及び介護サービス利用者等からの苦情に対しては、これを誠実に処理しなければならない。

(個人情報保護)

第6条 市は、個人情報の保護に努め、この取扱いを適切に行わなければならない。

第2章 介護認定審査会

(介護認定審査会の委員の定数)

第7条 法第15条第1項に規定する横手市介護認定審査会(以下「認定審査会」という。)の委員の定数は、50人以内とする。

2 法令及びこの条例に定めるもののほか、認定審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

(業務)

第 8 条 認定審査会は、法第 38 条第 2 項に規定する審査判定業務を行うほか、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に規定する介護扶助の決定のため必要があるときは、被保険者（法第 9 条に規定する被保険者をいう。）に係る審査判定業務の例により、被保険者でない 40 歳以上 65 歳未満の要保護者（生活保護法第 6 条第 2 項に規定する要保護者をいう。）に係る審査判定業務を行うことができるものとする。

第 3 章 保険給付

(保険給付)

第 9 条 市は、被保険者の要介護状態又は法第 7 条第 2 項に規定する要支援状態に関し、法令に定めるところにより、必要な保険給付を行う。

2 市は、法第 18 条第 1 号に規定する介護給付として、次の各号に掲げる給付を行う。

- (1) 法第 41 条に規定する居宅介護サービス費の支給
- (2) 法第 42 条に規定する特例居宅介護サービス費の支給
- (3) 法第 42 条の 2 に規定する地域密着型サービス費の支給
- (4) 法第 42 条の 3 に規定する特例地域密着型サービス費の支給
- (5) 法第 44 条に規定する居宅介護福祉用具購入費の支給
- (6) 法第 45 条に規定する居宅介護住宅改修費の支給
- (7) 法第 46 条に規定する居宅介護サービス計画費の支給
- (8) 法第 47 条に規定する特例居宅介護サービス計画費の支給
- (9) 法第 48 条に規定する施設介護サービス費の支給
- (10) 法第 49 条に規定する特例施設介護サービス費の支給
- (11) 法第 51 条に規定する高額介護サービス費の支給
- (12) 法第 51 条の 2 に規定する高額医療合算介護サービス費の支給
- (13) 法第 51 条の 3 に規定する特定入所者介護サービス費の支給
- (14) 法第 51 条の 4 に規定する特例特定入所者介護サービス費の支給

3 市は、法第 18 条第 2 号に規定する予防給付として、次の各号に掲げる給付を行う。

- (1) 法第 53 条に規定する介護予防サービス費の支給
- (2) 法第 54 条に規定する特例介護予防サービス費の支給
- (3) 法第 54 条の 2 に規定する地域密着型介護予防サービス費の支給
- (4) 法第 54 条の 3 に規定する特例地域密着型介護予防サービス費の支給
- (5) 法第 56 条に規定する介護予防福祉用具購入費の支給
- (6) 法第 57 条に規定する介護予防住宅改修費の支給

- (7) 法第58条に規定する介護予防サービス計画費の支給
- (8) 法第59条に規定する特例介護予防サービス計画費の支給
- (9) 法第61条に規定する高額介護予防サービス費の支給
- (10) 法第61条の2に規定する高額医療合算介護予防サービス費の支給
- (11) 法第61条の3に規定する特定入所者介護予防サービス費の支給
- (12) 法第61条の4に規定する特例特定入所者介護予防サービス費の支給

第4章 指定地域密着型サービス事業者の指定等

(指定地域密着型サービス事業者の指定)

第9条の2 法第78条の2第1項の条例で定める数は29人以下とし、同条第4項第1号の条例で定める者は法人とする。

(指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定)

第9条の3 法第115条の12第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。

(指定介護予防支援事業者の指定)

第9条の4 法第115条の22第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。

第5章 地域支援事業

(地域支援事業)

第10条 市は、被保険者（市が行う介護保険の住所地特例適用被保険者を除き、市の区域内に所在する住所地特例対象施設に入所等をしている住所地特例適用被保険者を含む。）の要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援のための施策を総合的かつ一体的に行うため、厚生労働省令で定める基準に従い、地域支援事業として、法第115条の45第1項に掲げる事業（以下「介護予防・日常生活支援総合事業」という。）を行うものとする。

2 市は、介護予防・日常生活支援総合事業のほか、被保険者の要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるように支援するため、地域支援事業として、法第115条の45第2項に掲げる事業を行うものとする。

3 市は、介護予防・日常生活支援総合事業及び前項に掲げる事業のほか、厚生労働省令で定めるところにより、地域支援事業として、法第115条の45第3項に掲げる事業を行うことができる。

(利用料金)

第11条 地域支援事業の利用料金は、別に定める。

(実施の委託)

第12条 市は、法第115条の46第1項の包括的支援事業（以下「包括的支援事業」という。）について、法第115条の47第1項に定める者に対し委託することができる。

2 前項の規定による委託は、包括的支援事業のすべてにつき一括して行うものとする。

3 市は、法第115条の45第1項第1号並びに同条第2項及び第3項に掲げる事業の全部又は一部について、市が適当と認める者に対し、その実施を委託することができる。

4 地域支援事業に関して必要な事項は、別に定める。

第6章 地域包括支援センター

(設置)

第13条 市は、市民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するため、法第115条の46第2項の規定に基づき地域包括支援センター（以下「包括支援センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第14条 包括支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
横手市東部地域包括支援センター	横手市中央町8番2号
横手市西部地域包括支援センター	横手市大森町字菅生田245番地206
横手市南部地域包括支援センター	横手市十文字町字海道下7番地

(事業)

第15条 包括支援センターは、次に掲げる事業を行う。

(1) 包括的支援事業

(2) 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第140条の64第1号に掲げる事業

(3) 施行規則第140条の64第3号に掲げる事業（市が事業を実施する場合に限る。）

(4) 法第8条の2第16項の介護予防支援事業（法第58条に規定する指定介護予防支援事業者である包括支援センターに限る。）

(5) 法第115条の45第1項第1号に掲げる第1号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものを除く。）

（利用対象者）

第16条 包括支援センターの利用対象者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。

(1) 市内に居住するおおむね65歳以上の者であって、在宅において、身体の虚弱等のため日常生活を営むのに支障がある者又はこれらの者を抱える家族等とする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りではない。

(2) 法第53条に規定する居宅要支援被保険者
（横手市地域包括支援センター運営協議会）

第17条 市は、包括支援センターの中立性を確保するとともに、その運営を支援するため、横手市地域包括支援センター運営協議会を設置する。

2 この条例に定めるもののほか、横手市地域包括支援センター運営協議会に関し必要な事項は、要綱で定める。

第7章 保険料

（賦課根拠）

第18条 市は、法第129条の規定に基づいて、介護保険料（以下「保険料」という。）を課する。

2 保険料の賦課徴収について、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

（保険料率）

第19条 平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）

第39条第1項第1号に掲げる者 34,200円

(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 51,300円

(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 51,300円

(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 61,600円

(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 68,500円

(6) 令第39条第1項第6号に掲げる者 82,200円

(7) 令第39条第1項第7号に掲げる者 89,000円

(8) 令第39条第1項第8号に掲げる者 102,700円

(9) 令第39条第1項第9号に掲げる者 116,400円

(10) 令第39条第1項第10号に掲げる者 130,100円

2 平成27年度から平成29年度までの令第39条第1項第6号イの市が定める額は、120万円とする。

3 平成27年度から平成29年度までの令第39条第1項第7号イの市が定める額は、190万円とする。

4 平成27年度から平成29年度までの令第39条第1項第8号イの市が定める額は、290万円とする。

5 平成27年度から平成29年度までの令第39条第1項第9号イの市が定める額は、400万円とする。

6 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る第1項第1号に該当する者の平成27年度から平成28年度までの各年度における保険料率は、同号に規定にかかわらず、30,800円とする。

(普通徴収に係る納期等)

第20条 普通徴収(法第131条に規定する普通徴収をいう。以下同じ。)の方法によって徴収する保険料の納期(以下「納期」という。)は、法第133条の規定により、次のとおりとする。

第1期 7月1日から同月31日まで

第2期 8月1日から同月31日まで

第3期 9月1日から同月30日まで

第4期 10月1日から同月31日まで

第5期 11月1日から同月30日まで

第6期 12月1日から同月31日まで

第7期 翌年1月1日から同月31日まで

第8期 翌年2月1日から同月28日まで(ただし、閏年は29日まで)

2 市長は、前項に規定する納期によることが困難であると認める第1号被保険者については、同項の規定にかかわらず、その納期を別に定めることができる。この場合において、市長は、当該第1号被保険者に対して、その別に定めた納期を通知しなければならない。

3 市長は、前項の場合において必要と認められるときには、当該第1号被保険者の連帯納付義務者(法第132条第2項及び第3項の規定により保険料を連帯して納付する義務を負う者をいう。第23条第2項において同じ。)に対して、その別に定めた納期を通知しなければならない。

(第1号被保険者の保険料の納入通知書)

第21条 第1号被保険者の保険料の納入通知書は、市長の定める様式による。

2 前項の納入通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の保険料率を前条第1項の納期の数で除して得た額とする。

3 納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき、又はその分割金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。

(賦課期日後に第1号被保険者の資格の取得又は喪失等があった場合の取扱い)

第22条 保険料の賦課期日(法第130条に規定する保険料の賦課期日をいう。以下同じ。)後に第1号被保険者の資格を取得した場合における当該第1号被保険者に係る保険料額の算定は、当該第1号被保険者資格を取得した日の属する月から月割りをもって行う。

2 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を喪失した場合における当該第1号被保険者に係る保険料額の算定は、第1号被保険者の資格を喪失した日の属する月の前月まで月割りをもって行う。

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号イに規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはハ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ又は第6号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第6号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額との合算額とする。

4 前3項の規定により算定された当該年度における保険料の額に100円未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てるものとする。

5 第1項及び第3項の規定によって賦課する場合における納期は、その発生した日以後到来する第20条の納期において徴収するものとする。

(保険料の額の通知)

第23条 市長は、保険料の額を定めたときは、これを速やかに第1号被保険者に通知しなければならない。その額に変更があったときも、同様とする。

2 市長は、前項の場合において必要と認められるときには、当該第1号被保険者の連帯納付義務者に対して、保険料の額を通知しなければならない。

(介護保険料の督促手数料)

第 2 4 条 保険料の督促手数料は、督促状 1 通につき 1 0 0 円とする。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。

(延滞金)

第 2 5 条 法第 1 3 2 条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者が督促状の指定期限までに保険料を納付しない場合においては、当該納付金額にその納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ年 1 4 . 6 パーセント(納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7 . 3 パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して納付しなければならない。

2 前項の規定により延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる納付金額に 1 , 0 0 0 円未満の端数があるとき、又はその保険料額の全額が 2 , 0 0 0 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

3 延滞金の確定金額に 1 0 0 円未満の端数があるとき、又はその全額が 1 , 0 0 0 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

4 市長は、延滞金額の徴収に関しやむを得ない事由があると認める場合においては、第 1 項の延滞金額を減額し、又は免除することができる。

5 第 1 項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、3 6 5 日当たりの割合とする。

(委任)

第 2 6 条 この条例に定めるもののほか、保険料の賦課徴収に関し必要な事項は、規則で定める。

(保険料の徴収猶予)

第 2 7 条 市長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、当該納付義務者の申請により、その納付することができないと認められる金額を限度として、1 年以内の期間に限って、その保険料の徴収を猶予することができる。

(1) 第 1 号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたとき。

(2) 第 1 号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したとき。

(3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したとき。

(4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したとき。

(5) 前各号に定めるもののほか、市長が特別な理由があると認めるとき。

2 前項の規定により保険料の徴収猶予を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明する書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。

(1) 第1号被保険者及びその属する世帯の主たる生計維持者の氏名及び住所

(2) 保険料及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収（法第135条に規定する「特別徴収」をいう。以下同じ。）対象年金給付の支払に係る月

(3) 徴収猶予を必要とする理由

（保険料の減免）

第28条 市長は、保険料の納付義務者が前条第1項各号のいずれかに該当する場合であつて、かつ、その程度が甚大であるため、その者から保険料を徴収することが適当でないと認められるときは、当該保険料の納付義務者の申請により、その保険料を減額し、又は免除することができる。

2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納付期限前7日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前月末日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。

(1) 第1号被保険者及びその属する世帯の主たる生計維持者の氏名及び住所

(2) 減免を受けようとする保険料及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月

(3) 減免を受けようとする理由

3 第1項の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由がすべて消滅したときは、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

（保険料に関する申告）

第29条 第1号被保険者は、毎年度4月15日まで（保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から15日以内）に、第1号被保険者本人の所得状況並びに当該者の属する世帯の世帯主及び世帯員の市町村民税の課税の有無その他市長が必要と認める事項を記載した申告書を、市長に提出しなければならない。ただし、当該第1号被保険者及び当該者の属する世帯主及び世帯員の前年中の所得につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第317条の2第1項の申告書（当該第1号被保険者並びに当該者の属する世帯の世帯主及び世帯員のすべてが同法第317条の2第1項に規定する給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者である場合には、同法第317条の6第1項又は第3項の給与支払報告書又は公的年金等支払報告書）が市長に提出されている場合においては、この限りでない。

第8章 介護保険運営協議会

（目的及び設置）

第30条 市は、介護保険事業の円滑な運営を図るとともに、被保険者の意見を反映させるため、介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

- 2 協議会は、介護保険事業のほか高齢者保健福祉施策のうち、同保険事業に関連する事項を調査審議する。
- 3 協議会は、委員32人以内をもって組織する。
- 4 協議会の運営について必要な事項は、市長が定める。

第9章 罰則

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。

- （1）法第12条第1項本文の規定による届出をしない者（同条第2項の規定によりその第1号被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされた場合を除く。）又は虚偽の届出をした者
- （2）法第30条第1項後段、法第31条第1項後段、法第34条第1項後段、法第35条第6項後段、法第66条第1項若しくは第2項又は法第68条第1項の規定により被保険者証の提出を求められてこれに応じない者
- （3）正当な理由がなく、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

第 3 2 条 偽りその他不正の行為により、保険料その他法の規定による徴収金（法第 1 5 0 条第 1 項に規定する納付金及び法第 1 5 7 条第 1 項に規定する延滞金を除く。）の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額以下の過料に処する。

第 1 0 章 雑則

（横手市行政手続条例の適用除外）

第 3 3 条 横手市行政手続条例（平成 1 7 年横手市条例第 1 3 号）第 3 条又は第 4 条に定めるもののほか、この条例の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、同条例第 2 章（第 8 条を除く。）及び第 3 章（第 1 4 条を除く。）の規定は、適用しない。

2 横手市行政手続条例第 3 条、第 4 条又は第 3 3 条第 3 項に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（同条例第 2 条第 7 号に規定する行政指導をいう。）については、同条例第 3 3 条第 2 項及び第 3 4 条の規定は、適用しない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 1 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の横手市介護保険条例（平成 1 2 年横手市条例第 1 2 号）、増田町介護保険条例（平成 1 2 年増田町条例第 2 号）、平鹿町介護保険条例（平成 1 2 年平鹿町条例第 3 号）、雄物川町介護保険条例（平成 1 2 年雄物川町条例第 3 号）、大森町介護保険条例（平成 1 2 年大森町条例第 4 号）、十文字町介護保険条例（平成 1 2 年十文字町条例第 5 号）、大雄村介護保険条例（平成 1 2 年大雄村条例第 1 4 号）又は山内村介護保険条例（平成 1 2 年山内村条例第 1 8 号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 平成 1 7 年度までの分として賦課すべき保険料に係る保険料率の適用、保険料額の算定及び普通徴収に係る納期については、なお合併前の条例の例による。

4 平成 1 7 年度中の市内の異動に係る賦課徴収は、合併前の保険料額を継続し、新たに第 1 号被保険者の資格を取得した場合については、当該資格

を取得した日に住所を有する区域の合併前当該市町村における保険料額を算定し、徴収する。

- 5 この条例の施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

(平成18年度及び平成19年度における保険料率の特例)

- 6 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令(平成18年政令第28号。次項において「平成18年介護保険等改正令」という。)附則第4条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成18年度の保険料率は、第19条第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 第19条第2項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)が課されていないものとした場合、第19条第2項第1号に該当するもの 23,600円
- (2) 第19条第2項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第19条第2項第2号に該当するもの 23,600円
- (3) 第19条第2項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第19条第2項第3号に該当するもの 29,700円
- (4) 第19条第2項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(地方税法等の一部を改正する法律(平成17年法律第5号)附則第6条第2項の適用を受けるもの(以下この項において「第2項経過措置対象者」という。))に限る。)が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第19条第2項第1号に該当するもの 26,900円
- (5) 第19条第2項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第2項経過措置対象者に限る。)が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第19条第2項第2号に該当するもの 26,900円
- (6) 第19条第2項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第2項経過措置対象者に限る。)が平成1

- 8年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第19条第2項第3号に該当するもの 32,600円
- (7) 第19条第2項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第2項経過措置対象者に限る。）が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第19条第2項第4号に該当するもの 38,700円
- 7 平成18年介護保険等改正令附則第4条第1項第3号又は第4号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成19年度の保険料率は、第19条第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。
- (1) 第19条第2項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第19条第2項第1号に該当するもの 29,700円
- (2) 第19条第2項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第19条第2項第2号に該当するもの 29,700円
- (3) 第19条第2項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第19条第2項第3号に該当するもの 32,600円
- (4) 第19条第2項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（地方税法等の一部を改正する法律附則第6条第4項の適用を受けるもの（以下この項において「第4項経過措置対象者」という。）に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第19条第2項第1号に該当するもの 35,900円
- (5) 第19条第2項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第4項経過措置対象者に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第19条第2項第2号に該当するもの 35,900円
- (6) 第19条第2項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第4項経過措置対象者に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第19条第2項第3号に該当するもの 38,700円

(7) 第19条第2項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第4項経過措置対象者に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第19条第2項第4号に該当するもの 41,600円
(平成20年度における保険料率の特例)

8 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（平成19年政令第365号）による改正後の平成18年介護保険等改正令（以下この項において「新平成18年介護保険等改正令」という。）附則第4条第1項第5号又は第6号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成20年度の保険料率は、第19条第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 第19条第2項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第19条第2項第1号に該当するもの 29,700円

(2) 第19条第2項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第19条第2項第2号に該当するもの 29,700円

(3) 第19条第2項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第19条第2項第3号に該当するもの 32,600円

(4) 第19条第2項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（新平成18年介護保険等改正令附則第4条第1項第5号に該当する者（以下この項において「第5号該当者」という。）に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第19条第2項第1号に該当するもの 35,900円

(5) 第19条第2項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第5号該当者に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第19条第2項第2号に該当するもの 35,900円

(6) 第19条第2項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第5号該当者に限る。）が平成20年度分

の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、
第19条第2項第3号に該当するもの 38,700円

- (7) 第19条第2項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第5号該当者に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、
第19条第2項第4号に該当するもの 41,600円
(延滞金の割合の特例)

- 9 当分の間、第25条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

附 則（平成18年3月27日条例第50号）
(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
(横手市介護認定審査会の委員の定数等を定める条例の廃止)
- 2 横手市介護認定審査会の委員の定数等を定める条例（平成17年横手市条例第173号）は、廃止する。

附 則（平成20年3月21日条例第18号）
この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日条例第24号）
この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月19日条例第22号）
(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第10条の改正規定及び第12条第1項の改正規定は、平成21年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第19条の規定は、平成21年度以降の年度分の保険料について適用し、平成20年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(平成21年度から平成23年度における保険料率の特例)

3 第19条の規定にかかわらず、平成21年度から平成23年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- | | |
|----------------------|---------|
| (1) 令第38条第1項第1号に掲げる者 | 23,300円 |
| (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 | 23,300円 |
| (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 | 35,000円 |
| (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 | 46,700円 |
| (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 | 58,300円 |
| (6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 | 70,000円 |

附 則 (平成23年3月18日条例第4号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月18日条例第9号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月19日条例第10号)

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第19条の規定は、平成24年度以降の年度分の保険料について適用し、平成23年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則 (平成24年12月12日条例第51号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 25 年 12 月 18 日条例第 48 号）

この条例は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 19 日条例）

（施行期日）

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の横手市介護保険条例第 19 条の規定は、平成 27 年度分の保険料から適用し、平成 26 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

4 横手市介護保険条例施行規則

.....

平成17年10月1日

規則第156号

(趣旨)

第1条 この規則は、横手市介護保険条例（平成17年横手市条例第172号。以下「条例」という。）第26条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(介護保険資格者証)

第2条 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第35条第1項、第40条第1項、第42条第1項、第49条第1項、第54条第1項、第55条の2第1項及び第59条第1項の規定により被保険者証を市へ提出した被保険者に対し、市長が必要と認めた場合は、次の各号に掲げる事項を記載した介護保険資格者証を交付することができる。

- (1) 被保険者番号
- (2) 氏名
- (3) 住所
- (4) 生年月日
- (5) 性別
- (6) 現に受けている要介護・要支援状況区分及び有効期限
- (7) 前各号に掲げるもののほか特記すべき事項

(審査会委員)

第3条 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第14条に基づく横手市介護認定審査会（以下「認定審査会」という。）における審査判定の公平性を確保するため、法第15条第2項に基づき市長が任命する認定審査会の委員（以下「審査会委員」という。）に原則として保険者である市の職員を充てることができない。ただし、市長が必要と認めたときは、保健、医療又は福祉の専門職であって、法第19条第1項の要介護認定又は同条第2項の要支援認定に係る調査（以下「認定調査」という。）等の介護保険事務に直接従事していない市職員を審査会委員とすることができる。

2 審査会委員は、市における認定調査に原則として従事することはできない。ただし、他に適当な者がいない等の理由で審査会委員が認定調査に従事することを市長が認めたときは、この限りでない。

3 前項ただし書の場合において、当該審査会委員が認定調査を行った審査対象者の審査判定については、当該審査会委員が所属する合議体で行うことができない。

(審査会副会長)

第4条 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第7条第3項の委員は、認定審査会の副会長（以下「審査会副会長」という。）とする。

(合議体)

第5条 認定審査会に設置する合議体の数は、8とする。

2 合議体は、審査会会長が招集する。

3 各合議体に政令第9条第2項の規定による合議体の長（以下「委員長」という。）の指名により副委員長1人を置き、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

4 合議体は所属する審査会委員を固定した構成とし、審査会委員は所属しない合議体における審査判定に加わることはできない。

5 複数の合議体に、特定の分野に専門知識を有する審査会委員を所属させることができる。

6 政令第9条第3項の合議体を構成する委員の定数は、7人以内とする。

(協議会の所掌事項)

第6条 条例第30条第2項に規定する介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）が調査審議する事項は、次のとおりとする。

(1) 介護保険事業計画の策定及び改定

(2) 介護保険事業計画の進行状況の管理及び評価

(3) 介護サービスへの苦情調整及び処理

(4) 介護保険事業の実施に関連する事項及び高齢者保健福祉施策のうち介護保険に関連する事項

(協議会の構成)

第7条 協議会は、次の各号を代表する委員（以下「協議会委員」という。）で構成する。

(1) 被保険者

(2) 介護サービスに関する事業に従事する者

(3) 保健、福祉又は医療に関し学識経験を有する者

2 協議会委員は、市長が委嘱する。ただし、前項第1号を代表する協議会委員の選定にあたっては、法第9条第1号に規定する第1号被保険者及び同条第2号に規定する第2号被保険者への公募を行うことを原則とする。

(協議会の会長及び副会長)

第8条 協議会に会長(以下「協議会会長」という。)1人及び副会長(以下「協議会副会長」という。)1人を置き、協議会の委員(以下「協議会委員」という。)の互選によりこれを定める。

2 協議会会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 協議会副会長は協議会会長を補佐し、協議会会長に事故があるとき、又は協議会会長が欠けたときはその職務を代行する。

(協議会の会議)

第9条 協議会会長は、協議会の会議を招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、協議会委員の過半数が出席し、かつ、第7条第1項各号の協議会委員1人以上が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は出席協議会委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは協議会会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第10条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(協議会の会議の非公開)

第11条 協議会は、被保険者の個人情報等の必要があると認めるときは、その会議を非公開とすることができる。

(協議会委員の任期)

第12条 協議会委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 市長は、第7条第1項第2号及び第3号の規定により委嘱した者を再任することができる。

(協議会の部会)

第13条 協議会会長は、必要と認めるときは、協議会会長の指名する協議会委員によって構成される部会を設置することができる。

(守秘義務)

第14条 審査会委員及び協議会委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第15条 認定審査会及び協議会の庶務は、健康福祉部高齢ふれあい課において行う。

(その他)

第16条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

(協議会委員の任期の特例)

2 第12条の規定にかかわらず、この規則の施行により委嘱された協議会委員の最初の任期は、平成21年3月31日までとする。

附 則 (平成19年3月28日規則第20号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の横手市介護保険条例施行規則の規定は、平成18年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この規則の施行前にこの規則による改正前の横手市介護保険運営協議会規則(平成17年横手市規則第157号)及び横手市介護認定審査会運営規則(平成17年横手市規則第158号)の規定によりなされた処分手続その他の行為は、この規則による改正後の横手市介護保険条例施行規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(横手市介護保険運営協議会規則等の廃止)

3 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 横手市介護保険運営協議会規則

(2) 横手市介護認定審査会運営規則

附 則 (平成20年3月31日規則第17号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年4月1日規則第16号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年4月1日規則第18号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。